

令和6年度 第1回 岩手県多面的機能支払制度推進委員会

日 時 令和6年6月17日(月)14:00～16:00
場 所 岩手県庁 6階会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者の紹介

4 議 事

【報告】

(1) 令和5年度の実施状況について

【資料1】

【審議】

(2) 令和6年度の取組方針（案）について

【資料2】

5 その他

(3) 第2回多面的機能支払制度推進委員会の開催について

【資料3】

6 閉 会

令和6年度 第1回 岩手県多面的機能支払制度推進委員会

出席者名簿

(敬称略)

	職名	氏名	備考
委員	岩手大学名誉教授	ひろた じゅんいち 広田 純一	委員長
	NPO法人 いわて景観まちづくりセンター理事	うちざわ いねこ 内澤 稲子	
	岩手県環境アドバイザー	ねこ ひでお 根子 英郎	
	岩手大学農学部教授	はらしな こうじ 原科 幸爾	
	岩手県農業農村指導士	すがわら あやこ 菅原 紋子	
事務局	岩手県農林水産部農村建設課 総括課長	とうばい かつみ 東梅 克美	
	岩手県農林水産部農村建設課 技術主幹兼水利整備・管理担当課長	きむら じゅん 木村 準	
	岩手県農林水産部農村建設課 主任主査	みかみ しゅんすけ 三上 俊助	
	岩手県農林水産部農村建設課 技師	おぼら けいすけ 小原 慧亮	
	岩手県多面的機能支払推進協議会 事務局長	にしむら ふみかず 西村 文一	(代理) 竹田 徹

令和 5 年度の実施状況について

1 基本的な取組方針について（令和 5 年 8 月 30 日推進委員会審議済）

○ 取組方針

人口減少や高齢化の進行に伴い取組面積が伸び悩んでおり、このままでは、減少に転じることが懸念されることから、取組面積の維持・拡大に向けて、既存組織への支援の充実及び新規組織の掘り起こしを図っていくこととする。

○ 取組面積の目標

取組面積の現状維持を目標とし、令和 6 年度以降も 77,000ha 程度を維持していくこととする。

2 重点取組事項について（令和 5 年 8 月 30 日推進委員会審議済）

(1) 継続取組・新規取組の推進

ア 現状

- 令和 5 年度末に活動満期を迎える 684 組織の意向を確認したところ、659 組織が活動を継続、10 組織が構成員の高齢化及び事務の煩雑さなどを理由に活動を断念、15 組織が同様の理由で継続か断念かを決めかねている状況。
なお、令和 6 年度末に活動満期を迎える組織は 220 組織。
- 過年度に活動を断念した組織において、関係機関の指導・支援により、活動項目の選択と集中を行ったことで活動の簡略化が図られ、活動再開に至った事例がある。
- 新たに活動を開始した組織数は、令和元年度から減少傾向。

【新たに活動を開始した組織数】

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
組織数	13	13	7	7	3

- 盛岡・県南地域と比較して、県北・沿岸地域のカバー率（農振農用地面積に対する取組面積の割合）が低い状況。（カバー率：盛岡 46%、県南 68%、沿岸 7%、県北 22%）
- 田と比較して、畑及び草地のカバー率が低い状況。（カバー率：田 78%、畑 23%、草地 5%）

イ 課題と対応

課題	対応
1 今後、活動満期を迎える組織に対して、継続に向けた支援が必要	(1) 活動満期を迎える組織の継続意思を確認 (2) 関係機関と連携し、事務委託、活動項目の選択・集中及び近隣組織との合併を支援 (3) 事務支援の担い手発掘・育成方法の検討 (4) 活動を再開した事例等を紹介

課題	対応
2 取組面積の現状維持及び拡大のために、新規組織の掘り起こしが必要（特に県北・沿岸地域）	(1) 基盤整備事業等の実施を希望する地区において制度を紹介
3 畑及び草地における取組の拡大が必要	(1) 畑及び草地における取組の拡大余地がある活動組織に対して、畑及び草地での活動事例を紹介することで、取組の拡大を支援

(2) 岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞

多面的機能支払交付金の県内の模範となる優れた取組を行っている組織を表彰するとともに受賞内容を広報等で周知し、県内組織の活動継続の意欲高揚を図る。

推薦数が減少していることから積極的に推薦するよう市町村に対し依頼を行う。

(3) 活動時の安全管理の徹底等について

事故の都度、注意喚起を実施するほか、各地域で実施する担当者会議のなかで、安全管理の徹底について事例を交えて注意喚起を行う。

(4) 外来種駆除について

従来 of 生態系を維持するため、「農地・水通信」などを活用し、外来種駆除の必要性の周知を行う。

3 重点取組事項の実績について（今回審議事項）

昨年度の委員会において決定された取組方針等を踏まえ、令和5年度の活動を実施した。

(1) 継続取組・新規取組の推進

ア 組織数及び面積

【農地維持支払】

- 令和5年度の取組は、**1,036 組織 77,398ha** となっており、令和4年度から1組織 204haの増となっている。（新規3組織61ha、面積拡大30組織330ha、面積縮小72組織148ha、廃止3組織39ha 計 204ha）

【令和4年度及び5年度農地維持支払 市町村数、活動組織数、取組面積、カバー率】

	農地維持支払		増減	R 4 年度比
	R 4 年度実績	R 5 年度実績		
市町村数	33	33	0	0%
対象組織数	1,035	1,036	1	0%
広域活動組織	55	55	0	+0.1%
取組面積 (ha)	77,194	77,398	204	+0.2%
水田	68,274	68,320	46	+0.1%
畑・草地	8,920	9,078	158	+1.8%
カバー率 (%)	50	51	0	0%
水田	78	78	0	0%
畑・草地	13	14	1	+7.7%

【広域振興局管内別 令和4年度及び令和5年度取組実績】

広域振興局	令和4年度				令和5年度				増減	
	活動組織数	取組面積 (ha)			活動組織数	取組面積 (ha)			活動組織数	取組面積 (ha)
		田	畑	草地		田	畑	草地		
盛岡	212	19,468	16,271	3,197	212	19,479	16,284	3,195	0	11
県南	646	52,528	48,751	3,777	647	52,555	48,777	3,778	1	27
沿岸	42	1,027	951	76	41	1,015	945	70	△1	-12
県北	135	4,171	2,301	1,870	136	4,349	2,314	2,035	1	178
計	1,035	77,194	68,274	8,920	1,036	77,398	68,320	9,078	1	204

- ・盛岡及び県南地域は、活動組織数及び取組面積ともに微増となった。
- ・沿岸地域は、高齢化により活動を断念した組織があったことなどにより、活動組織数及び取組面積ともに減少した。
- ・県北地域では、過年度から畑・草地の活動事例の紹介を行ってきたことなどにより、畑・草地の面積が増となった。

【広域振興局管内別 令和5年度カバー率実績】

広域振興局	R5取組面積 (ha)			R5カバー率			R5純新規取組組織数
	田	畑	草地	田	畑	草地	
盛岡	19,479	16,284	3,195	46%	74%	16%	
県南	52,555	48,777	3,778	68%	84%	20%	遠野市1組織
沿岸	1,015	945	70	7%	33%	1%	
県北	4,349	2,314	2,035	23%	46%	14%	二戸市2組織
計	77,398	68,320	9,078	51%	78%	14%	3組織

- ・盛岡及び県南地域は、田で70%を超える高いカバー率となっているが、畑・草地は20%程度となっている。
- ・沿岸地域は、特に畑・草地が1%のカバー率となっている。
- ・県北地域は、制度の周知により地域で話し合いが行われ、二戸市の2組織（35ha）が新規に取り組むこととなったが、依然として、カバー率が低い状況となっている。

【資源向上支払】

① 資源向上支払（共同活動）

- 令和5年度の取組は、886組織 72,611ha となっており、令和4年度から4組織 299ha 増となっている。
- 農地維持支払のみに取り組んでいた組織が新たに取り組んだもの

【令和4年度及び5年度資源向上（共同）市町村数、活動組織数、取組面積】

	資源向上支払（共同）		増減	R 4年度比
	R 4年度実績	R 5年度実績		
市町村数	29	29	0	0%
対象組織数	882	886	4	+0.5%
広域活動組織	53	53	0	0%
取組面積（ha）	72,312	72,611	299	+0.4%

② 資源向上支払（長寿命化活動）

- 令和5年度の取組は、742組織 57,557ha となっており、令和4年度から6組織減、取組面積 92ha 増となっている。
- 長寿命化対策を完了した組織があり組織数は減となっているが、既存の組織が取組面積を拡大したことから面積は増となっている。

【令和4年度及び令和5年度資源向上（長寿命化）市町村数、活動組織数、取組面積】

	長寿命化		増減	R 4年度比
	R 4年度実績	R 5年度実績		
市町村数	28	28	0	0%
対象組織数	748	742	-6	-0.8%
広域活動組織	51	51	0	0%
取組面積（ha）	57,465	57,557	92	+0.2%

イ 令和5年度活動満期を迎えた組織に対する活動継続に向けた支援

① 継続意向アンケート結果を踏まえた支援

- 継続意向アンケートの結果、令和5年度末に活動満期を迎える684組織のうち、133組織が1年間の活動期間の延長による継続、526組織が再認定による活動の継続、10組織が次の理由に活動断念、15組織が継続か断念か決めかねている状況である。

主な理由：構成員の高齢化、事務のなり手がいない、事務の煩雑など

- 令和6年度の活動継続に向け、活動断念の10組織及び決めかねている15組織に対し、市町村及び県が、活動継続に向け話し合いを実施。
- その結果、これら25組織のうち、9組織が活動を継続することとなった。（活動項目の選択・集中1組織、事務の役割分担の見直し2組織、地域内での話し合いにより継続6組織）

残る16組織については、活動項目の選択・集中や事務委託、広域化などの提案を行ったが活動継続の条件が整わなかったため活動を断念。

② 市町村等担当者会議において、活動を再開した事例の紹介による支援

ウ 県北・沿岸地域における取組面積の拡大及び新規組織の掘り起こし

- ① 基盤整備事業の実施を希望する沿岸地域の1地区において、制度を紹介し導入に向けて話し合いを進めているところ。
- ② 県北地域の1活動組織において、未取組エリアの取り込みについて話し合いを進めているところ。

エ 畑及び草地における取組面積の拡大

- ・ 過年度から、畑・草地の活動事例を市町村や活動組織に紹介してきたところ、令和5年度においては158ha増となった。令和6年度以降の取組拡大に向けて引き続き同様の取組を行った。

(2) 岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞

ア モデル賞表彰

市町村から3組織の推薦があり、令和5年8月30日の本委員会で審査し、2組織をモデル賞に決定し、令和6年1月9日のいわて農林水産躍進大会において表彰した。

イ 取組の周知

受賞した組織の取組については、広報誌「農地・水通信」等で県内活動組織への周知を行い、意欲高揚を図った。

市町村名	組織名	特徴
山田町	山田北地区農地・水・環境保全組織	・ 小学校と連携して生物調査の実施 ・ 土地改良区と連携して植栽アートや大豆の栽培体験の実施
洋野町	大沢地区環境保全活動実践組織	・ 建設業従事者が中心となって直営施工 ・ 小中学生も参加して環境整備活動を実施

(3) 活動時の安全管理の徹底について

ア 事故の発生状況

令和5年度は17件の事故が発生。事故の状況は、転倒による怪我9件、蜂刺され5件、熱中症1件、その他怪我2件。

イ 県の対応

- ・ 活動時における安全対策を取りまとめた「安全のしおり」を全活動組織へ配布した。
- ・ 事故発生を受け、作業前の危険個所の点検、熱中症対策、蜂刺され防止対策、保険の加入などについて、計7回注意喚起の通知を行った。
- ・ 年2回発行する「農地・水通信」に安全管理の徹底について記事を掲載し、全組織へ配布した。
- ・ 年2回開催する県、市町村及び土地改良区を対象とした担当者会議において、安全管理の徹底を周知した。

(4) 外来種駆除について

- ・ 根子委員の指導のもと、令和5年6月発行の「農地・水通信」において外来種駆除の必要性について周知した。
- ・ その結果、令和5年度に外来種駆除に13組織が取り組んだ。

令和5年度に活動満期を迎える組織への継続良くアンケート調査結果

1 継続意向調査

令和5年度に活動満期を迎える 684 組織を対象に、活動継続の意向を調査した結果、図1のとおりとなった。

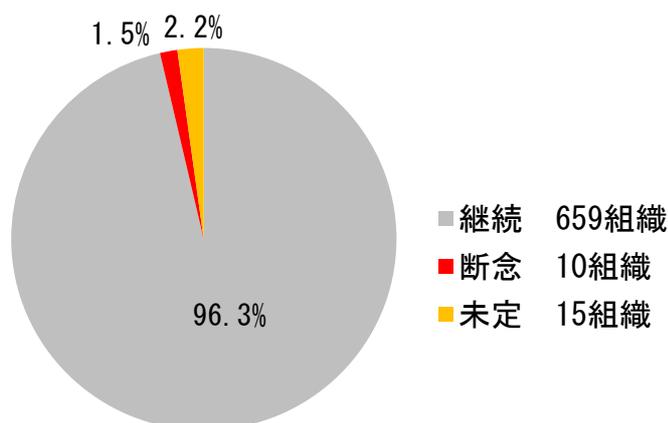


図1 継続意向調査 (n=684)

2 活動を断念する理由

継続意向調査で活動を断念又は未定と回答した 25 組織に対して、その理由を調査した結果、図2のとおりとなった。

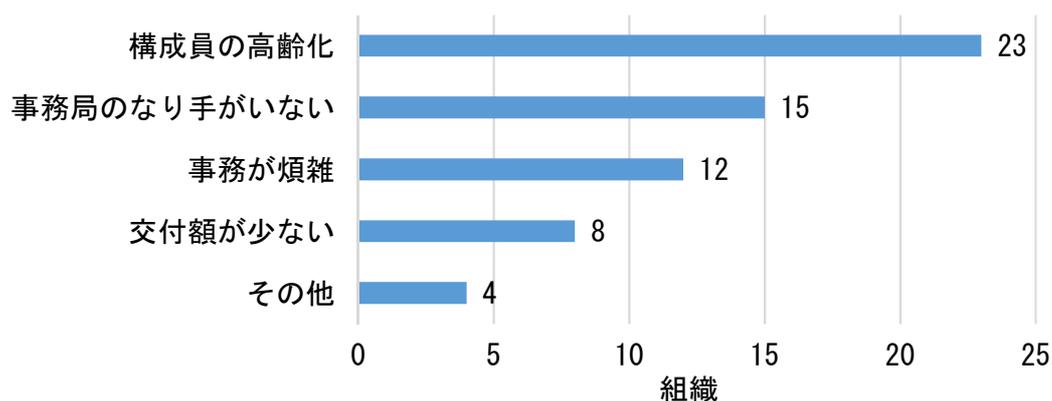


図2 活動を断念する理由 (n=25、複数回答)

その他 回答	
・	地区内の水路整備がほぼ完了したため。
・	中山間直払へ移行するため。



1 活動における安全管理と保険加入徹底のお願い

本県においては、令和4年度に11件の事故が発生し、そのうち1件は2名が死亡する重大な事故でした。

また、令和5年度に入ってから既に7件の事故が発生しています。

これまでも安全面に配慮いただいていることと存じますが、あらためて**安全管理と保険加入の徹底**をお願いします。

(1) 令和5年度の事故発生状況

	発生日時	市町村名	事故の概要	保険加入
1	4月16日	一関市	泥上げ作業中に、バランスを崩して左太ももを強打し、打撲	有
2	4月23日	遠野市	のり面での草刈り作業中に、足を滑らせて転倒し、左腕を打ち、じん帯損傷	有
3	4月29日	遠野市	泥上げ作業中に、作業箇所の移動の際に、高さ1.6mの仮設の橋から転落し、右足を骨折	有
4	4月30日	西和賀町	泥上げ作業中に、水路を飛び越えて横断しようとしたところ、バランスを崩して背中を強打し、背骨及び肋骨を骨折	有
5	6月18日	西和賀町	水路の草刈り作業中に、足を踏み外して転倒し、頭を打ち首の骨を骨折	有
6	6月25日	花巻市	活動場所の事前の下見中に、草に足を絡めて転倒し、膝の骨にヒビ	有
7	7月 8日	一関市	草刈作業中に、蜂に刺され左手甲を受傷。救急車で病院に搬送され、経過観察後軟膏を処方され帰宅	有

(2) 令和4年度の事故発生状況 (全国160件の内岩手県11件)

事故の内容	件数	割合(%)
草刈、刈払い時における負傷(水路からの転落等)	6	55
雑物除去、泥上げ時における負傷	3	27
立ち木伐採時における負傷(倒木、脚立の傾き等)	2	18
計	11	100

(3) 事故防止に向けて

- ① 活動中の事故を未然に防止するため、事前に活動場所の下見を複数名で行い、危険な箇所（段差、狭小地、急流の水路、危険物、危険な動物の生息等）のチェックを行い、危険物の除去や危険個所を現場にわかりやすく表示すること。活動当日は、事前にチェックした危険個所等の情報を参加者全員に周知し、注意喚起を行うこと。
- ② 参加者の年齢、体力、作業の熟練度等や、当日の健康状態を確認し、作業は2名以上で行うよう適切な作業分担・配置とし、無理のない作業計画を立てること。
- ③ 現地の点検や作業時においては、安全防具（ヘルメットや防護メガネ、手袋等）の装着や衣類の適正着用による防護の徹底を図ること。
- ④ 黒い服装を避ける、においの強い香水等を使用しない等の一般的なハチ対策を行うこと。また、夏場の作業時は殺虫剤を携帯すること。
- ⑤ これから高温の日が続くので、日中の気温が高い時間帯をさけて作業を行うこと。
- ⑥ 作業前、作業中に水分補給と休憩をこまめにとること。
- ⑦ 万が一の事故に備え、活動を行う前に必ず傷害保険に加入すること。

事故が発生した場合は、速やかに報告願います（組織→市町村→県）

2 令和5年度に活動終期を迎える組織の方々へ

地域資源保全管理構想の策定について

農地維持支払交付金の交付を受けて活動を実施している組織は、活動期間中に地域資源保全管理構想を策定し、市町村長に提出する必要があります。

地域資源保全管理構想が策定されなかった場合、事業計画の認定年度に遡って交付金を返還することとなりますので、留意してください。

※ 地域資源保全管理構想について、「地域計画」に地域資源保全管理構想に準ずる記載がある場合には作成が不要となりますので、活動組織の地域が「地域計画」のエリア内であるか、また、「地域計画」に地域保全管理構想に準ずる記載がなされているかは、市町村にご確認ください。

令和6年度からの活動継続（再認定手続き）に向けた準備

県内では、令和5年度に約680の組織が活動終期を迎えることとなります。令和6年度以降に活動を継続する場合は、次の総会で必ず「次期の活動計画」について話し合いましょう。

3 資源向上支払交付金（共同）に取り組む組織の方々へ

岩手県で確認されている外来生物について

岩手県でも一部の「外来種（外来生物）」が急速に生息範囲を拡大しています。その中には、「特定外来生物」など「生態系被害防止外来種」に選定されている生物も含まれます。

（１）「特定外来生物」

生態系や人の健康、農林水産業に悪影響を与える可能性が高い生物として、「外来生物法」により指定されたもので、飼育・栽培・保管・輸送等が禁止されています。

岩手県内で確認されたもの

〔植物〕

オオハンゴンソウ・ポタンウキクサ・アレチウリ・オオキンケイギク・外来アソラ類・オオフサモ・オオカワヂシャ

〔動物〕

アライグマ・アメリカミンク・アカミミガメ・ウシガエル・ブルーギル・コクチバス・オオクチバス・セイヨウオオマルハナバチ・アメリカザリガニ・セアカゴケグモ

（※セイヨウオオマルハナバチ〔農業用として条件付き〕、アカミミガメ・アメリカザリガニ〔一部条件付き〕）

（２）「生態系被害防止外来種」

生態系に関する被害が発生あるいは発生する可能性がある生物として、環境省・農林水産省が選定したものの。

〔植物〕（一部）

園芸スイレン・オランダガラシ（クレソン）・イタチハギ（クロバナエンジュ）・シュッコルピナス（ルピナス、タヨウハウチワマメ、ノボリフジ）・ニワウルシ（シンジュ）・アメリカミズユキノシタ（ルドウィジア・レペンス）・コマツヨイグサ・ツルニチニチソウ・外来ノアサガオ類・フサフジウツギ（ニシキフジウツギ、チチブフジウツギ、ブッドレア）・オオブタクサ（クワモドキ）・セイトカアワダチソウ（セイトカアキノキリンソウ）・オオアワダチソウ・外来性タンポポ种群・オオカナダモ（アナカリス）・アツバキミガヨラン・キショウブ・シナダレスズメガヤ（ウイーピングラブグラス、セイトカカゼクサ）

〔動物〕（一部）

タイリクバラタナゴ・カラドジョウ・カムルチー・台湾ンシジミ

◎「外来種の駆除」について

多面的機能支払の資源向上（共同）「40.外来種の駆除」により実施が可能です。

関係機関・専門家等の助言をもらいながら、進めてみましょう。

〔植物〕は、以下の手順を繰り返して行います。

- | | |
|---------------------|-----------|
| ①分布域と生息状況を記録する。 | 〔生息域の調査〕 |
| ②管理を行う地点を検討・選択する。 | 〔駆除範囲の選択〕 |
| ③駆除及び処理の具体的方法を検討する。 | 〔駆除方法の計画〕 |
| ④駆除及び処理を実施する。 | 〔駆除〕 |

〔動物〕は、鳥獣保護法・内水面漁業調整規則等の規制があります。駆除方法もそれぞれの種で全く異なるため、関係機関との調整等、実施に際しては慎重な検討が必要となります。

4 岩手県多面的機能支払推進協議会からお知らせ

1. 協議会が所有するDVDについて

協議会では以下のDVDを所有しております。

多面的機能支払交付金の活動に関係するものの他、安全対策に係るものもありますので活動組織等が行う研修会等にご活用ください。

タイトル名		備考
みんなで草刈り (83分)	多面的機能支払支援シリーズ	
機能診断と補修 (145分)	〃	
多面的機能の増進 (95分)	〃	
景観形成と環境保全 (85分)	〃	
地域のつながり強化 (115分)	〃	
刈払機の安全作業 (21分)		
伐木造材作業の基本 ～チェーンソーの安全な操作～ (33分)		
枝払い作業の安全 (20分)		
蜂に注意 ～蜂刺されに対する対策～ (22分)		

2. 新任「農地・水専門員」の紹介

活動組織に対する技術指導や事務手続きの支援を行うため、現在の農地・水専門員の新道敬、藤原盛、嶽間澤秀明 に加え以下の者が就任いたしました。担当エリアは県内全域となりますのでよろしくお願いします。

【農地・水専門員】

(きくち ちから)
菊池 力

R5.3.31 に県南広域振興局
農政部農村整備室退職



岩手県多面的機能支払推進協議会事務局（岩手県土地改良事業団体連合会内）

〒020-0866 岩手県盛岡市本宮 2-10-1 担当：竹田、菊池

【TEL 019-631-3207 FAX 019-631-3262】



I 令和5年度岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞

令和6年1月9日（火）、いわて農林水産振興協議会及び岩手県の主催により「いわて農林水産躍進大会」が、岩手県民会館で開催されました。

大会では「岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞」の表彰式が行われ、県内の模範となる優れた活動を行っている「大沢地区環境保全活動実践組織」（洋野町）、「山田北地区農地・水・環境保全組織」（山田町）の2団体が受賞しました。

（活動の状況はP.2に掲載）

達増拓也岩手県知事からの受賞状況



記念撮影



前列左から：大石照美大沢地区環境保全活動実践組織代表、瀬川智宏山田北地区農地・水・環境保全組織会長

後列左から：東梅克美岩手県農林水産部農村建設課総括課長、今泉元伸岩手県農林水産部農村整備担当技監心得、高橋隆岩手県土地改良事業団体連合会会長、千葉匡岩手県多面的機能支払推進協議会会長



おおさわ
大沢地区環境保全活動実践組織（洋野町）

- 建設業従事者が中心となって水路補修の直営施工に取り組むことにより、低コストかつ効率的に機能強化や長寿命化を進めています。
- 清掃、花壇植栽及びフラワーロード（あじさい植栽）の環境整備活動には、地元の小中学生や保護者も積極的に参加しており、世代間交流が図られています。
- 活動組織の構成員が、地域住民で構成される「大沢農村振興会」の中心メンバーとして地域イベントの運営を担っており、交流人口増加や滞在機会の創出に取り組んでいます。



やまだきた
山田北地区農地・水・環境保全組織（山田町）

- 地域住民と協力し、景観形成活動として「イブキジャコウソウ」などの植栽によるグラウンドカバープランツに取り組んでいます。
- 地元小学校と連携して地域内の河川での生物調査を実施し、世代間交流を図るとともに、環境保全の啓発活動に取り組んでいます。
- 地元土地改良区と連携して植栽アートや大豆の栽培体験による食育に取り組むなど、保全管理にとどまらない多様な活動を展開しています。



II 令和5年度水路補修研修会、暗渠排水の洗浄研修会を実施（協議会主催）

1 水路補修研修会

令和5年10月26日に久慈市において、東北農政局土地改良技術事務所職員を講師に目地補修の現地研修会を開催しました。18組織26名が参加し、コンクリート水路の目地補修を体験しました。



▲ 補修資材等の説明



▲ 目地補修の実習

2 暗渠排水の洗浄研修会

令和5年11月21日に八幡平市渋川地内において、資源向上（共同活動）の実践活動で暗渠排水施設の清掃ができることを知っていただくため、高圧洗浄車による暗渠排水管洗浄の実演を行い10組織19名が参加しました。



▲ 暗渠排水孔から洗浄ホースを挿入



▲ 暗渠排水の洗浄を見学する参加者

III 令和5年度各事務研修会を実施（協議会主催ほか）

1 市町村等新任者研修会

令和5年6月12日から21日にかけて、市町村・県の新任担当者を対象に県内6会場で新任者研修会を開催、27市・町・県など33名が受講しました。

研修では交付金の制度、計画書や実施状況の作成、事業実施の留意事項など基礎的内容を中心に研修しました。

R5.6.15 盛岡会場 ▶



2 事務研修会等（市町村主催）

令和5年6月2日から12月23日にかけて、市町村主催の事務研修会が開催されました。（令和6年2月16日時点：事務研修会17市町村371組織520名の参加）

当協議会では、市町村からの依頼を受けて各種研修会への講師派遣を行っています。

研修によって制度の理解が深まりますので、研修を要望される場合は市町村を通じて申込ください。



▲ R5.8.22 洋野町研修



▲ R5.8.30 盛岡市研修

IV 審査・確認、指導等を実施（協議会実施ほか）

1 審査・確認、指導等を実施

令和5年度に協議会が実施した審査・確認、指導等を実施した件数は下表のとおりです。
 なお、審査のポイントは次のとおりです。

- ①「事業計画書」と「実施状況報告書」の一致、②総会開催、総会結果（議事録）の周知の有無、③保険加入の有無、④金銭出納簿と活動記録簿の整合、⑤購入内容が確認できるレシート（または領収書）の有無、⑥持越金の妥当性 ほか

審査・確認	件数（組織数）	指導内容	件数（組織数）
実施状況報告書	1,049件	中間確認（書類）	北上市ほか10市町村 150件
事業計画書	再認定10件,新規3件,変更107件	現地確認・指導	盛岡市ほか19市町村 193件

(R6.2.16時点)



▲ R5.7.31 花巻市現地指導



▲ R5.9.12 八幡平市現地確認

2 東北農政局実施の抽出検査

今年度の東北農政局抽出検査（国の実施要領に基づく検査）が次のとおり行われました。

- ① 令和5年10月23～24日（書類・現地）
 奥州市（2組織）、花巻市（4組織）
 ② 令和5年11月29～30日（書類のみ）
 陸前高田市（4組織）、矢巾町（3組織）、
 葛巻町（1組織）

今回の検査では指摘事項はありませんでした。

この検査は毎年度実施されますので、対象となった場合には対応をお願いします。



▲ R5.11.30 受検状況

V 情報提供 (外来種に関する農林水産省ホームページの紹介)

岩手県でも一部の「外来種（外来生物）」が急速に成育範囲を拡大しています。農林水産省のホームページでは「[外来種が農業水利施設に及ぼす影響と対策](#)」や「[外来生物早期発見ツール](#)」など外来種に関する情報が掲載されていますので、活動の参考としてください。

(以下、「東北農政局農村環境課からの情報提供」から抜粋)

1 外来種等が農業水利施設に及ぼす影響と対策

(平成30年11月作成、令和5年3月手引き追加)

近年、農業水利施設に特定の外来種が侵入し・繁茂することにより、通水障害など農業水利施設の機能低下を引き起こし、地域本来の健全な水管理・水利用に支障が生じることが課題となっています。

本資料では、農業水利施設において、通水障害を引き起こす12種類の外来生物について、被害状況に加え、その生態と見分け方、現時点の調査・研究に基づく対策情報を整理しています。

東北管内に侵入している外来種（オオフサモ、アゾラ・クリスタータ、ホテイアオイ、オオカナダモ）についても整理されています。

<ホームページの所在>

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/kankyo_hozen/gairai.html

(ホーム>農村振興>農村振興農村地域の環境保全>農村環境保全のための調査
>外来種が農業水利施設に及ぼす影響と対策)

2 WEBサイト 通水障害を引き起こすおそれのある外来生物早期発見ツール

本WEBサイトでは、水路やため池で発生すると通水障害を起こすおそれのある外来生物をできるだけ早く発見するため、農業水利施設の管理者等が見回り時に疑わしい生物を見つけた際に、それらの種を判別するための情報を紹介しています。

見つけた場合には、まずは周辺の分布状況等の現状を把握し、早期に駆除対策を検討する必要がありますが、これらの外来生物の中には、法律で運搬や保管等が禁止されているものもあり、不用意に移動・除去することがかえって拡散させてしまう場合もあるので、注意が必要です。

農林水産省では、農業用の水路やため池の通水障害を引き起こす外来生物の早期発見・早期駆除のため、情報を募集しています。本WEBサイトに掲載されている種を見つけた場合には、発見場所に関する情報提供をお願いします。

<ホームページの所在>

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/kankyo_hozen/gairai_soukihakken.html

(ホーム>農村振興>農村振興農村地域の環境保全>農村環境保全のための調査
>外来生物早期発見ツール)

VI 活動組織の皆様へ（お知らせ）



1 実施状況報告書作成にあたっての注意点について

（1）入力関係(エクセル様式)

- ・データ入力は、着色セルのみにしてください。

（2）実施状況報告書関係

- ・活動計画書で選択した項目のみ計画欄を「○」にしてください。
- ・活動の実施欄が「×」の場合は、備考欄に活動しなかった理由を記載してください。
- ・備考の実施日欄に日付を記載してください。
- ・次年度への持越金の金額と、金銭出納簿の次年度への持越(残高)の金額は一致します。
- ・次年度への持越金がある場合、備考欄に予定内容と予定時期を記載してください。
- ・総会又は運営委員会の開催日は、当該年度内の日付を記載してください。

（3）活動記録関係

- ・総会の開催(300)を記載してください。
- ・活動計画書で選択した項目について記載してください。
- ・長寿命化の工事完成確認日の備考欄に数量(L=〇〇.〇m 等)を記載してください。
- ・外注して実施した活動(草刈りや泥上げ等)も記載してください。

（4）金銭出納簿関係

- ・支出の費目は適切に選択してください。
- ・外注費については、備考欄に外注先を記載してください。
- ・領収書番号欄、活動実施日欄を記載してください。
- ・購入・リース費の内容が分かるように記載してください。
(〇〇の購入、△△のリース等)

（5）持越金の使用予定表

- ・「実施状況報告書の次年度への持越金」と「金銭出納簿の次年度への持越(残高)」の金額は一致します。

（6）その他

- ・長寿命化の当年度の完成数量と財産管理台帳の事業量の数値は一致します。
- ・農地維持・資源向上（共同）交付金で長寿命化を実施した場合、金銭出納簿は、農地維持・共同の方に記載し、活動記録は、長寿命化の方に記載してください。

2 各種書類の作成・提出時期等について

- (1) 各活動組織は、今年度の「**実施状況報告書**」を市町村が指示する期日までに提出してください。(※様式等は市町村にご確認ください)
- (2) 令和5年度に活動期間満了を迎える組織は、「**地域資源保全管理構想**」を年度内に市町村へ提出してください。(長寿命化の更新施設は財産譲与してください)
- (3) 令和6年度に**新規(再認定を含む)及び計画変更の申請を行う組織**は、6年度の所定様式により**6月30日までに市町村に申請**願います。
- (4) 令和5年度に活動期間満了を迎える組織のうち6年度まで活動期間を延長する組織については、総会等による構成員からの同意を得たうえで5年度内に計画変更の認定を受ける必要があります。

3 組織内の合意形成等をしっかり行い、トラブルの防止を！

活動組織が組織を円滑に運営していくために守っていただきたい3つのポイントを紹介する「**円滑な組織運営のためのポイント(簡易版)**」を同封しますので活動の参考にしてください。

【ポイント】

- ① 構成員の合意形成をしっかりと行いましょう。(総会開催、議事録作成、結果の周知)
- ② 役員が行う事務はお互いに確認し合いましょう。(複数の役員で管理・処理)
- ③ 日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認しましょう。

4 資源向上支払(長寿命化)の実施について

多面的機能支払交付金の取組面積が拡大している中、国の予算が横ばいとなっており、資源向上支払(長寿命化)に係る予算充当が厳しくなることが想定されます。

については、**資源向上支払(長寿命化)の取組を急ぐ場合は、下記について検討ください。**

- ① 農地維持活動及び資源向上支払(共同)の取組は、活動計画に定めた項目を年度内に全て実施した上で、その残額を資源向上支払(長寿命化)に流用すること。
- ② 水路等の更新などを他の補助事業で実施すること。

※ 事業制度等については、市町村・農村整備室へお問い合わせ願います。

(活用事業例)

事業費 2,000 千円以上

- ・ 農地耕作条件改善事業
- ・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業

事業費 2,000 千円未満

- ・ いきいき農村基盤整備事業

岩手県多面的機能支払推進協議会事務局(岩手県土地改良事業団体連合会内)

〒020-0866 岩手県盛岡市本宮 2-10-1 担当:竹田、菊池

【TEL 019-631-3207 FAX 019-631-3262】

協議会ホームページ <https://www.iwatochi.com/otamagaeru-jp-vr2/>

オオハンゴンソウを駆除してみませんか？

多面的機能支払の資源向上(共同)「40.外来種の駆除」
で実施が可能です。



外来生物(種)とは

- 日本には外国から多くのいきものが渡ってきています。現在の国境の「外」から江戸時代より後に日本に入ってきた生物のことを「**外来生物(種)**」といいます。
- 外来種の中には、一部ですが地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものがいて、「**侵略的外来生物**」と呼ばれています。この侵略的外来生物の中でも、特に日本の自然環境や農林水産業、人の健康などに悪影響を与える生物が、「**外来生物法**」によって「**特定外来生物**」に指定されています。
- 特定外来生物を植えたり・撒いたり・運んだり・野外に放ったりすると懲役3年以下若しくは300万円以下の罰金に問われます。
例えば、**オオハンゴンソウ**などを庭に植えたり、種を撒いて育てたりすると法に触れる恐れがあります。
- 特定外来生物(オオハンゴンソウなど)対策は、被害が発生してからでは遅く、防除に大変な費用と労力が必要なので早めの対策が必要です。
- 外来生物被害予防 3原則
 1. **入れない** ~悪影響を及ぼす外来生物をむやみに入れない
 2. **捨てない** ~外来生物を野外に捨てない
 3. **拡げない** ~野外にすでにいる外来生物は他地域に拡げない県内で見られる特定外来植物は、**オオキンケイギク**、**アレチウリ**などもありますが、今回は**オオハンゴンソウ**の駆除について紹介します。

オオハンゴンソウってどんな植物なのでしょう？

- 被害状況：オオハンゴンソウは背丈が高い草なので、他の植物を被圧します。種の発芽を抑えてしまう作用があり、**在来植物を絶滅**させます。
- 原産地：北アメリカ(観賞用として導入され増えた)
- 特徴：キク科の多年草で**高さ1~3m**に成長します。種と根、地下茎で増えます。とても繁殖力が強いので、外来生物法で**特定外来生物**に指定されています。
- 見分け方：**7月~10月**にかけて、先の方に**6~10cm**の**黄色い花**を多数つけます。(右写真参照)



真ん中の玉はたくさんの小さな花が集まったものです。若いときは黄緑色ですが、秋に小さな種をたくさんつけると茶色になります。

駆除までの流れ

■オオハンゴンソウは、わずかな根の破片から再生する能力を持っています。また、種は土の中で何年も眠っていて、掘り返すと発芽するなどとてもやっかいな植物です。このため、一回では駆除できません。粘り強く、あきらめずに駆除を続ける必要があります。

- ①「オオハンゴンソウ」の分布域と生息状況を記録する。 [生息域調査]
- ②「オオハンゴンソウ」の管理を行う地点を検討・選択する。 [駆除範囲の選択]
- ③「オオハンゴンソウ」の駆除及び処理の具体的方法を検討する。 [駆除方法の計画]
- ④「オオハンゴンソウ」の駆除及び処理を実施する。 [駆除]

オオハンゴンソウの駆除方法は抜き取りが基本です

1 抜き取り → 根絶をめざす

■時期：いつでもよいのですが、できれば種ができる9月以前に駆除してください。

■方法：根から全体を抜き取ります。この方法は大変な作業になりますが、オオハンゴンソウは、多年草なので地下茎や根が残ると再び成長して増えますので、できるだけ根を残さないように抜き取ります。根や種が土の中に残っていると、再び発芽し増殖しますので、継続して駆除することが大切です。



オオハンゴンソウの根 なかなか掘れません



駆除作業の様子

2 種と根を飛散させないで処分することが大切です。

- 原則持ち出し禁止。（生息地の土壌も含む）
 - ゴミ袋などに入れて、燃えるごみとして処分してください。（花と根だけでもOKです）
 - 種と根を確実に処分してください。
 - 生きたままの植物の運搬は禁止されています。
- ※処理を行った生息地については、継続的な経過観察が必要です。



駆除作業の様子

【お問い合わせ先】

- 多面的機能支払交付金に関すること
- 岩手県農林水産部農村建設課 019-629-5687
- 岩手県多面的機能支払推進協議会 019-631-3207



令和6年度の取組方針について

1 基本的な取組方針

人口減少や高齢化の進行に伴い取組面積が伸び悩んでおり、このままでは、減少に転じることが懸念されることから、取組面積の維持・拡大に向けて、既存組織の活動継続への支援に重点を置きつつ、新規組織の掘り起こしを図っていくこととする。

2 多面的機能支払交付金の実施見込み

(1) 取組面積と活動組織数について

令和6年度の農地維持支払の取組は、1,026組織 77,400haの見込みとなっており、令和5年度から10組織の減、2haの増となっている。

【取組面積、活動組織数】

		R 5実績	R 6見込	増減
農地維持支払	対象面積(ha)	77,398	77,400	2
	対象組織数	1,036	1,026	-10
資源向上支払 (共同活動)	対象面積(ha)	72,611	72,674	63
	対象組織数	886	880	-6
資源向上支払 (施設の長寿命化)	対象面積(ha)	57,557	57,700	143
	対象組織数	742	739	-3

※現在、計画認定手続き中であり、今後、変更があり得ること。

(2) 取組面積の目標について

取組面積の現状維持を目標とし、令和7年度以降も77,000ha程度を維持していくこととする。

3 重点取組事項

(1) 継続取組・新規取組の推進

ア 現状

- 令和6年度末に活動満期を迎える353組織（うち133組織は令和5年度末の活動満期を1年間延長した組織）の意向を確認したところ、332組織が活動を継続、18組織が構成員の高齢化及び事務局のなり手がいないなどを理由に活動を断念、3組織が同様の理由で継続か断念かを決めかねている状況。
- なお、令和7年度末に活動満期を迎える組織は60組織。
- 令和6年度から新たに活動を開始する予定の組織数は、6組織。うち県北・沿岸地域は1組織。

【新たに活動を開始した組織数】

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
組織数	13	13	7	7	3	6

- 農振農用地面積に対する取組面積の割合（カバー率）は、盛岡地域46%、県南地域68%に比べ、県北地域23%、沿岸地域7%が低い状況にあり、地域間で格差が生じている。
- 地目別では田78%に比べ、畑24%、草地6%と大きな格差が生じている。

イ 課題と対応

課題	対応
1 今後、活動満期を迎える組織に対して、継続に向けた支援の強化が必要	(1) 活動満期を迎える組織の継続意思を確認 (2) 関係機関と連携し、事務負担軽減につながる事務委託、活動項目の選択・集中、人材確保・有効活用に繋がる近隣組織との合併を支援 (3) 事務負担軽減策として、他県で行っている事務委託マッチングサイトの取組を調査し、本県への適用を検討 (4) 労働力確保策として、アルバイト求人サイトを紹介するとともに、活用事例を横展開
2 取組面積の現状維持のために、新規組織の掘り起こしが必要（特に県北・沿岸地域）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤整備事業等の実施を希望する地区において制度を紹介
3 畑及び草地における取組の拡大が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畑及び草地における取組の拡大余地がある活動組織に対して、畑及び草地での活動事例を紹介することで、取組の拡大を支援

(2) 岩手県農地・水環境保全向上活動モデル賞

- ・ 多面的機能支払交付金活動組織の模範となる優れた取組を行っている組織を表彰するとともに受賞内容を広報誌等で周知し、県内組織の活動継続の意欲高揚を図る。
- ・ 推薦数が減少していることから、積極的に推薦するよう市町村に対し声掛けを行う。

(3) 活動時の安全管理の徹底等について

- ・ 活動開始時期や事故の都度、注意喚起の文書を発出するほか、担当者会議において、安全管理の徹底について注意喚起を行う。

(4) 外来種駆除について

- ・ 従来生態系を維持するため、「農地・水通信」などを活用し、外来種駆除の必要性の周知を行う。

令和 6 年度に活動満期を迎える組織への継続良くアンケート調査結果

1 継続意向調査

令和 6 年度に活動満期を迎える 353 組織を対象に、活動継続の意向を調査した結果、図 1 のとおりとなった。

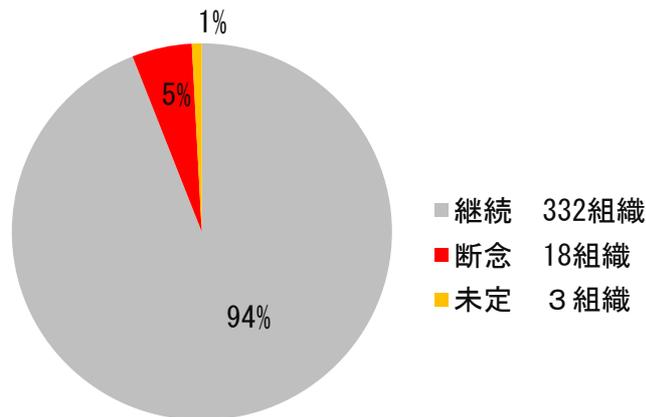


図 1 継続意向調査 (n=353)

2 活動を断念する理由

継続意向調査で活動を断念又は未定と回答した 21 組織に対して、その理由を調査した結果、図 2 のとおりとなった。

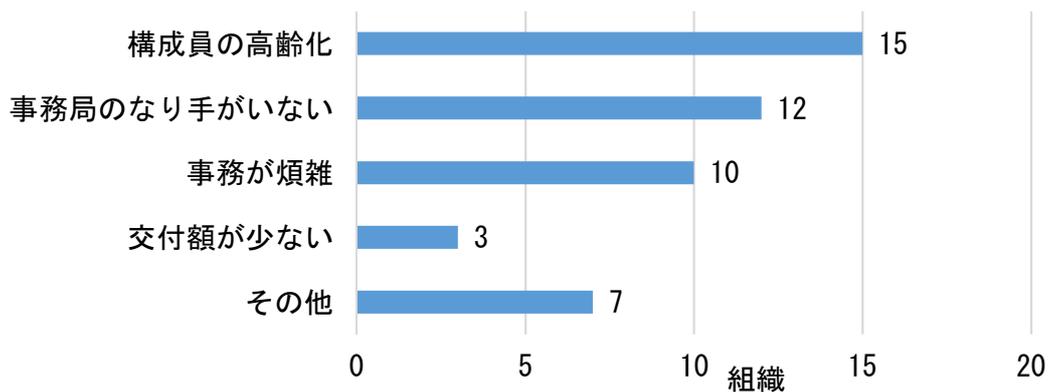


図 2 活動を断念する理由 (n=21、複数回答)

その他 回答	
・	後継者がいない
・	国土交通省の事業により農地が買収されるため

活動組織の皆様へ アルバイト求人サイトを活用してみませんか

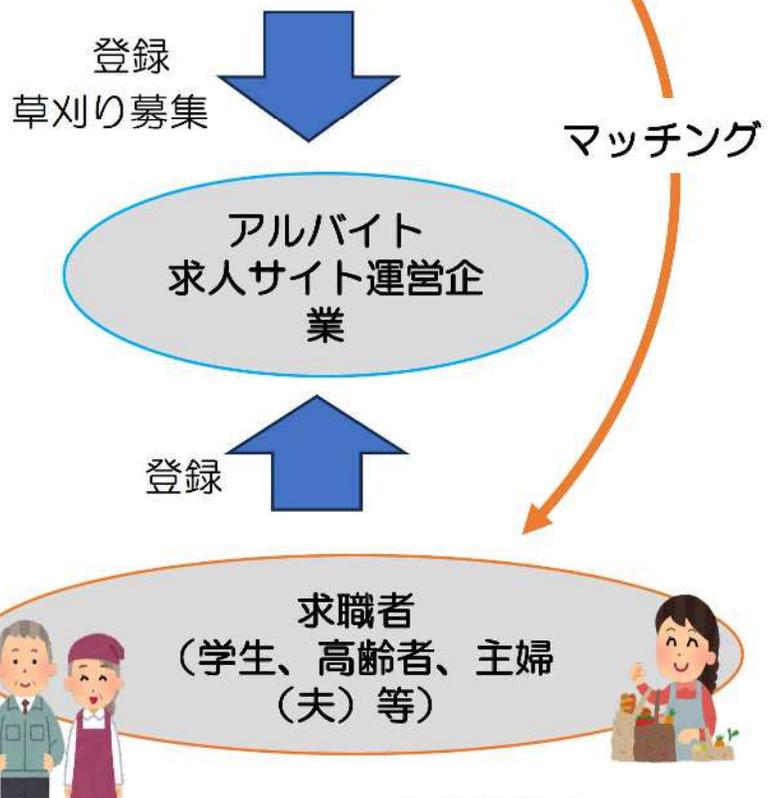
多面的機能支払交付金では、活動組織がパートタイム労働者を募集し、地域の共同活動に参画いただくことも可能です。

そこで、農林水産省では、多面的機能支払交付金との連携にご協力いただけるパートタイム労働者求人サイト運営企業から意見募集し、必要な情報をホームページに掲載しました！

活動組織の方は、免責事項等をご理解いただいた上で、活用をご検討ください！



- 草刈りの継続が難しい
- 外部から草刈の手伝いが欲しい



パートタイム労働者が活動に参加するまでの流れ (一例)

- ①QRコードを読み取り、「1.趣旨」内の免責事項を確認する。
- ②「2.とりまとめ内容」から、求人サイト情報を確認する。
- ③留意事項等を確認したうえで、求人サイトに登録する。
- ④求人サイトの規約に基づき、求人サイトに登録し、活動を行う人材を募集する。
- ⑤マッチング
- ⑥マッチング後は、求人サイトの規約に基づき、求職者が活動に参加する。

詳細はこちら→



多面的機能支払交付金におけるパートタイム労働者求人サイト運営企業との連携について

1.趣旨

多面的機能支払交付金により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進しています。

しかし、人口減少・高齢化が農村を中心に進行する状況において、多面的機能支払交付金の活動の継続が難しくなりつつあります。そのような状況の中、共同活動に参加する人員を確保して活動を継続するため、非農業者・非農業団体の参画を推進しています。

こうした中、活動組織がパートタイム労働者を広く募集し、地域の共同活動に参画いただく仕組みの構築を考えております。そこで、掲載要領に基づき、求人サイトの情報開示にご協力いただけるパートタイム労働者求人サイト運営企業を募集するとともに、提出のあった情報をリスト化し、多面的機能支払交付金の活動に活用頂けるよう農林水産省ホームページで公開することとしました。これにより、草刈り等を行う人材を希望する活動組織と草刈り等のパートタイム労働を希望する人材のマッチングを推進し、農村地域の課題解決を図ることを考えております。

(参考)

[掲載要領\(PDF：239KB\)](#)

[免責事項\(PDF：230KB\)](#)

[様式\(EXCEL：14KB\)](#)

[チラシ\(PDF：342KB\)](#)

2.とりまとめ内容

令和6年2月2日～令和6年3月2日に行った意見募集において、本取組にご賛同いただき、パートタイム労働者求人サイト運営企業よりご提出いただいた情報に基づいて、パートタイム労働者求人サイトに関するリストを作成しました。活動組織の方は、上記の免責事項等をご理解いただいた上で、パートタイム労働者求人サイトに関する情報を入手し、活用をご検討ください。

[【とりまとめ】パートタイム労働者求人サイトに関する情報\(PDF：166KB\)](#)

New

3.リスト掲載にあたって

(1) 掲載期間

随時募集しております。(ホームページ更新の都合上、速やかな対応が困難になる場合があります。)

(2) 掲載方法

[様式\(EXCEL：14KB\)](#) に必要事項をご記入の上、tamen_baito★maff.go.jp (※提出の際は、上記のメールアドレスの★を@に置き換えてください。)宛にメールで提出をお願いいたします。

4.様式の提出上の注意

- 提出される様式の記述は、日本語をお願いします。
- 電話や口頭による御意見・御要望は、聞き間違い等を避けるため、受け付けておりません。
- 法人や団体の場合は、団体名、担当者名を明記してください。
- 個人情報、提出内容について確認させていただく場合を除き使用しません。審議終了後は、適切に廃棄します。

お問合せ先

農村振興局整備部農地資源課多面的機能支払推進室

代表：03-3502-8111 (内線5493)

ダイヤルイン：03-6744-2447

公式SNS



農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111 (代表) [代表番号へのお電話について](#)
法人番号：5000012080001

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

[関連リンク集](#)

[農林水産省
トップページへ](#)

[ご意見・お問い合わせ](#)

[アクセス地図](#)

パートタイム労働者求人サイト運営企業リスト

パートタイム労働者求人サイト運営会社		問い合わせ先		事業内容	電話番号	メール	パートタイム労働者求人対象エリア	責任範囲・保証内容	サービス利用にあたって活動組織(雇用者)が実施すべき事項	手数料利用料	パートタイム労働者求人サイトのホームページURL、申込リンク等	備考
会社名	電話	メール										
株式会社あぐりーん	TEL:043-244-7631 電話受付時間: 平日9時~19時	E-mail: contact@agreenu.jp	全国	農業求人サイト「農業のおしごとナビ」	採用に至るかどうかの保証はなし		全国	雇用条件、受け入れ体制等の整備、広告用の写真素材の準備、雇入れ時に雇用条件通知書の用意	人材募集費(広告費)として1か月19,000円+税もしくは3か月45,000円+税(その他のプランもあり)	https://www.agreenu.jp		
株式会社KIRI	090-2898-0695	takada@kiri-kt.com	全国	農業バイトに特化したマッチングサービス	HP記載の利用規約に記載のとおり https://aiagri.jp/terms/		全国	電話/FAX/ネット(インターネットが使えない方はFAX等でもアルバイトの募集が可能)	アルバイト代金の20%	https://aiagri.jp/		
株式会社ジモベジワークス	050-3188-1599 受付:平日10:00~19:00	admin@jimovege-works.jp	全国	農業求人・農業バイトのマッチングサービス	HP記載の利用規約に記載のとおり https://jimovege-works.jp/farmer/register		全国	スマートフォンや、PCなど、インターネットが繋がるデバイスをご用意いただけます。	1マッチングごとに550円(税込のみ)	<HP> https://jimovege-works.jp/ <申し込みリンク> https://jimovege-works.jp/farmer/register	1日単位の単発人材から、中長期のアルバイトおよび正社員の人材も確保できるサービスです。	
株式会社タミミ	080-3752-7077	renri.chiba@timee.co.jp	全国	スキマバイトのマッチングアプリ	HP記載の利用規約に記載の通り https://timee.co.jp/terms?gl=1#9z83m2_rclaw*RONMhIE3MDkxOTU3N1kuQ2swSONRaUE4NEFNZQmhdDYUFS5XNBTWtBmJtRGfzUF-ab2NNZm8M2zMW9kY25mTEoZvXNDWm74eHUSbik5Snp8QXNoLXlvL2ndud3naVWFBZ0vRUEM4193Y0L*_relawp*ODA3NDUyNDQLE3MDU100DkxMjE		全国	ワンカーが稼働した際に発生する(日当報酬+交通費)×30% ※他稼働関連手数料	HPのURL: https://business.timee.co.jp/ 申込リンク:上記HPに記載あり	ワンカー登録数700万人を誇るスキマバイトサービスで、全国の農家さんでご利用いただいております。簡単にすぐに入手を確保でき、長期で働いてほしいワーカーさんは無料で引き抜きができます。		
Kamakura Industries 株式会社	0467-84-9459	support@kamakuraindustries.com	全国	1日農業バイトアプリ「デイワーク」	利用規約に記載のとおり(アカウント作成時に確認できます)		全国	ネット環境、アプリのダウンロード、アカウント作成	無料	https://dev.work	生産者が1日単位で求人を登録し、働きたい方が応募する農業専門のサービスです。副業で働く方を農業に取り込むことで、生産者が必要な時期だけ入手を確保していきます。	
株式会社SAGOJO	03-6820-2735	info@sagojo.link	全国	旅人(旅好きな副業/農業人材)と地域のお困りごとのマッチングサービス	HPに記載の利用規約に記載の通り https://sagojo.notion.site/SAGOJO-gf8e27a5025a44cea6b81746c451c54e01		全国	SAGOJOサービスへの登録およびSAGOJOが提供するWebシステムの利用(PC推奨)	月額5,000円~	HP: https://www.sagojo.link/ 申込み: info@sagojo.link へご連絡ください。	・旅が好きなお客が、地域滞在を楽しみながらお仕事に参加していただけます！ ・お手伝い人材への報酬には、金銭以外(産品や体験など)も設定可能です！ ・募集記事の掲載に向けたサポートもいたします！	

令和6年度第2回多面的機能支払制度推進委員会の開催について

1 開催概要について

時期	事項	場所	内容
8/26(月) (終日)	第2回委員会	現地	活動組織との意見交換 (紫波町水分上地区環境保全活動組織(紫波町))
		岩手県庁会議室 (予定)	農地・水モデル賞地区選定に係る審査

※詳細な行程予定は後日お知らせします。

2 現地調査における意見交換のポイント

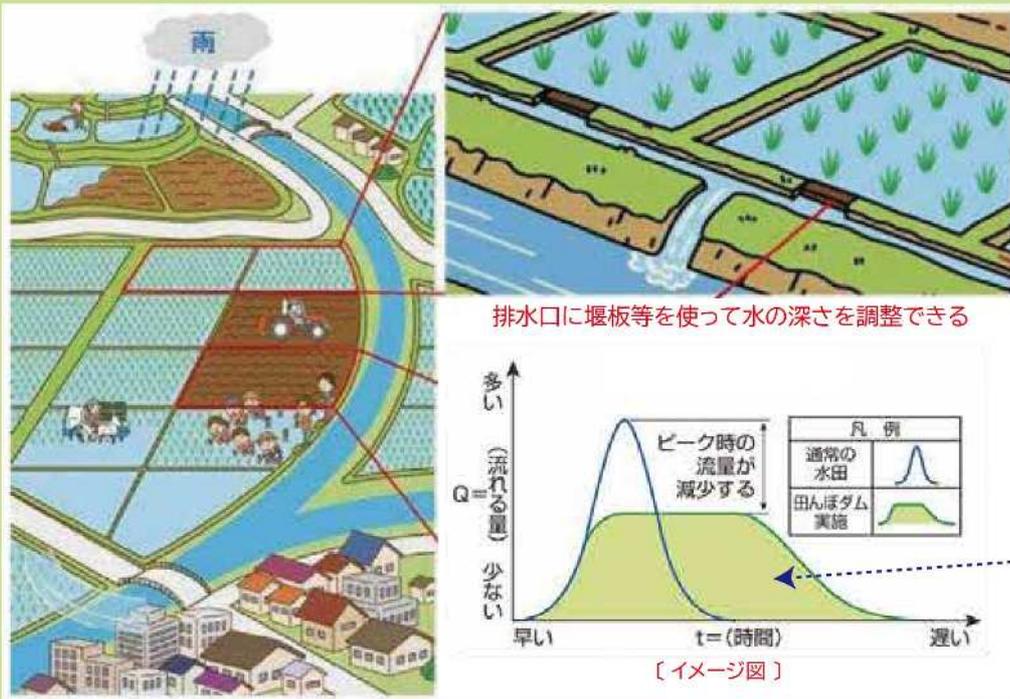
- (1) H25年大雨災害により甚大な被害を受けたことから、防災機能強化を目的に、田んぼダムの取組を令和4年度より始めた。
- (2) 集落毎に説明会を実施し、要望を聞き取りながら住民理解を得たうえで、施工を開始し、令和5年度末時点での整備状況は、235haとなった。(多面的交付金対象田の約70%)
- (3) 今後は、大学等の研究機関と連携して、効果検証を実施したいと考えている。

田んぼダム の取組で、 地域の防災力を強化



田んぼダムとは

田んぼがもともと持っている水を貯める機能を利用し、大雨の際に一時的に田んぼに雨水を貯め、ゆっくりと排水することで農地や住宅地の洪水被害を軽減しようとする取り組みです。

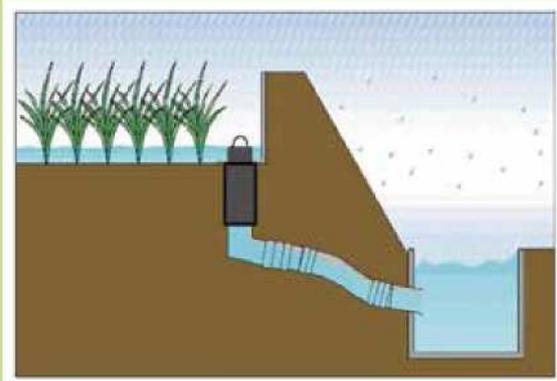


【田】
畦に囲まれている田は、大雨の際、雨水を一時的に貯留し、時間をかけてゆっくりと下流に流すことができる。

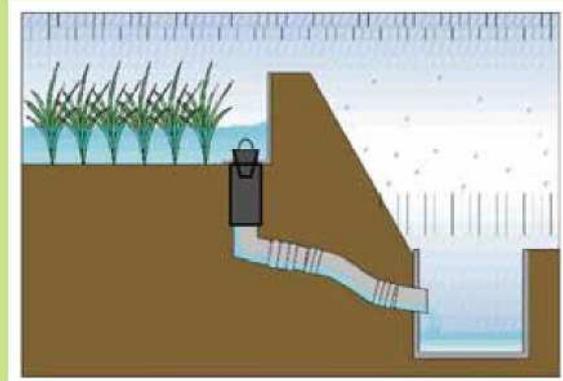
田んぼダムにより、河川への流出量を抑制

田んぼダムの仕組み

田んぼの排水口を完全に閉じるのではなく、大雨時に排水孔の流量を絞ることによって、雨で流入する水の量より排水される水の量を抑え、その差分を田んぼに貯めてゆっくりと流し、一気に水路や河川などに水が流れ込むのを抑えることが出来るものです。



【通常の水田】



【田んぼダム実施水田】

田んぼダム装置

立板方式



落とし蓋方式



コーン式



※専用の装置もありますが、ホームセンター等で購入した材料で、独自の装置を設置している例もあります。

田んぼダムの効果

岩手県では、平成30年度から令和3年度の4ヶ年に渡り田んぼダムの実証試験を実施し、下記のとおり、大雨時田んぼダムを設置した水田では、排水量が抑制され、水田へ一時的に雨水が貯留され、下流域の浸水面積が減少しました。

【田んぼダム非設置】

浸水面積 51.9ha

- : 水深 0.5m以上
- : 水深 0.5m未満



【田んぼダム設置】

浸水面積 46.6ha

- : 水深 0.5m以上
- : 水深 0.5m未満



【浸水範囲比較図】

田んぼダムの助成

多面的機能支払交付金を活用して田んぼダムが実施できます。田んぼダムの取組を行い、一定の取組み面積等の要件を満たす場合、資源向上支払の単価が加算されます。

資源向上支払（共同）の加算単価（円/10a）

	都府県
田	400

※本支払いの活動を5年以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は、加算単価に0.75を乗じた額となります。

お問い合わせ先 岩手県農林水産部農村建設課 TEL019-629-5686

紫波

人と地域をつなぐ広報紙

波

SHIWA-NET
ネット



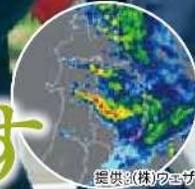
表紙の
写真

町消防団による消防操法競技
会が8月3日、河川グラウンド南
側の消防操法場で開かれまし
た。ポンプ車の部と小型ポンプ
車の部でそれぞれ競い合い、番
い日差しの中、会場には力強い
掛け声が響き渡り、選手たちは
真剣な表情で日頃の訓練の成果
を披露していました。(P22)



特集
02

過去最大の集中豪雨、 町に甚大な被害もたらす



提供：(株)ウェザーニューズ



町の話 オーガニックフェスタinいわて



町の話 にごにこひるばで流しそうめん



町の話 桜町南通公民館で自主防災訓練

もくじ

- 10 豊かな公が息づくまち
- 11 環のくに紫波
- 12 「文化よオガレそして世界にカオレ」
- 13 体協だより
- 14 健やかランド紫波
- 18 空間放射線量の測定結果をお知らせします
- 24 シリーズ 行ってみよう
- 移動図書館がたくり号から見える町の風景

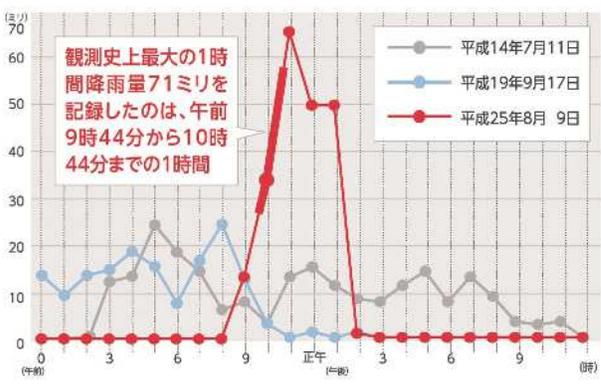
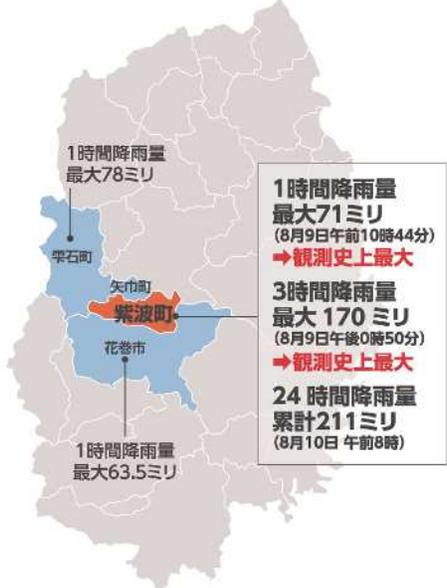


紫波ネット871号 | 平成25年9月11日発行 | 岩手県●紫波町 | 〒028-3392紫波町日詰字西裏23-1 | 印刷・川嶋印刷株式会社

<http://www.town.shiwa.iwate.jp/>

直撃した猛烈な雨の原因は

今回の集中豪雨の原因は、日本海からの湿った空気が太平洋高気圧に流れ込んだことで大気が不安定になり、次々と発達した積乱雲が生まれたことが原因とみられています。町内で8時過ぎに降り出した雨は時間の経過とともに激しさを増し、8時45分に気象庁から発表された大雨洪水警報と同時に、町は災害警戒本部を設置。その後、被害の拡大が予想されることから、10時45分に災害対策本部に切り替えました。



町内における大雨・洪水災害時の降雨量比較

平成14年、19年の大雨・洪水災害時の降雨量を時間ごとに比較しました。(アメダスデータ参考)

- 1時09分 太田川の堤防が決壊(古館地区)
- 1時30分 古館公民館周辺の道路が冠水 通行止め
- 2時00分 滝名川氾濫 浸水被害(志和地区)
- 2時30分 オガールプラザ南側にある大坪川のフェンス全壊 住宅街道路が冠水(白話地区)
- 2時40分 「すこやか号」15時以降すべて運休
- 2時43分 城山公園への上り道 土砂崩れ
- 3時00分 紫波橋水位 氾濫注意水位(2.9m)を超過
- 3時15分 日詰7区(47世帯、119人)に避難勧告
- 3時25分 大道立体交差(古館地区)冠水
- 3時30分 赤持川氾濫(赤石地区)
- 4時00分 避難所に毛布配布開始
- 4時05分 南日詰字上原地区の水田に、北上川の水が流入
- 4時28分 広範囲にわたり冠水(赤石地区)
- 4時30分 道路で複数箇所土砂崩れ(佐比内地区牛の頭地内)
- 4時35分 紫波橋東側の交差点冠水(彦部地区天味森地内)
- 5時00分 赤沢川沿い道路陥没(赤沢地区)
- 5時15分 紫波橋水位 避難判断水位(4.2m)を超過
- 5時30分 大巻(無堤防)地区および周辺地区(130世帯、386世帯)、桜町字三本木地区(51世帯、169人)、南日詰字甘木地区(16世帯、65人)に避難勧告
- 6時00分 紫波橋水位 氾濫危険水位(4.4m)を超過
- 7時00分 長岡北生産組合東側の水田全面崩落(長岡地区)
- 紫波橋水位 最高水位(4.74m)到達
- ▼8月10日
 - 0時00分 国道396号通行止め解除(片側交互)、国道456号通行止め継続
 - 午後
 - 5時00分 紫波橋水位 氾濫注意水位(2.9m)を下回る
 - 1時00分 避難勧告解除
 - 浸水被害にあった住家の廃棄物回収を開始
 - 2時11分 大雨警報解除、雷・洪水注意警報解除、大雨注意警報発表
 - ▼8月11日 防疫作業開始
 - ▼8月13日 政府調査団が被害状況を視察
 - ▼8月15日 国が農林災害について激甚災害に指定
 - 農地被害について現地調査開始
 - ▼9月3日 国が公共土木施設災害について局地激甚災害に指定

過去最大の集中豪雨、 町に甚大な被害もたらす

8月9日

1時間に71ミリ、観測史上最大を記録



土砂混じりの濁流となった岩崎川と冠水した田畑の様子 (撮影:岩手県 8月10日)

8月9日(金)、秋田県から岩手県の中央部はこれまでに経験したことのないような大雨に襲われ、各地で大規模な浸水被害や土砂崩れなどが発生しました。当町では、1時間当たりの観測雨量が観測史上最大の71ミリを記録。短時間に大量の雨が降ったことにより、多くの河川や水路で水が溢れ出し、約300世帯の住家で浸水被害が発生しました。この他、土砂崩れや道路の崩壊、農地災害、倒木などが多数発生したことから、現在も復旧に向けて調査や工事が続けられている状況です。

特集では、今回の災害について、これまでに把握した町の被害状況や復旧に向けての動きをお伝えします。

町の被害発生状況

町内で起きた被害について、災害対策本部に寄せられた情報をもとに、時間の経過に沿ってお伝えします。

▼8月9日

午前

8時30分 河川、道路のパトロール開始
8時45分 大雨・洪水警報発表(気象庁)
紫波町災害警戒本部設置

紫波町災害警戒本部設置

8時46分 紫波消防署、紫波警察署、消防団長へ連絡
8時50分 東長岡地区で倒木、下水道施設点検開始
山王海土地改良区で警戒体制開始

9時57分 志和稲荷神社より神社脇の沢が決壊との情報
(土木課、消防団出動・水防活動)

10時00分 古館 旧高文自動車学校付近水路決壊
(土木課、消防団出動・水防活動)

10時20分 消防団へ警戒出動音メール指令(いわてモバイルメール)
中新田立体交差 冠水(日話地区)
車両一台水没(警察にて通行止め)

10時31分 赤石地区北日話地区にて床上浸水第一報
下川原ポンプ場稼働開始

10時45分 牡丹野立体交差 冠水(日話地区)
水分地区小屋敷地区にて床上浸水第一報
災害対策本部設置

10時52分 国道396号土砂崩れ片側交互通行(長岡地区)
11時07分 新山線土砂崩れ 通行止め(志和地区)
11時15分 水防体制支援情報(エアーエコーズ)
警戒レベル5(最大警戒レベル)

午後

0時05分 中央公民館に自主避難3人(日話地区)
0時16分 町道西部開拓線通行止め(水分地区)
0時30分 サニータウン第3高水寺(古館地区)
(34世帯、105人に避難勧告)

各地区に避難所を開設

山王海ダムへ通じる町道土砂崩れにより通行止め
(志和地区)

0時35分 長岡地区草刈地内から中沢地区までの道路で倒木・土砂崩れ

1時00分 長岡地区草刈地内から中沢地区までの道路で倒木・土砂崩れ

1時00分 長岡地区草刈地内から中沢地区までの道路で倒木・土砂崩れ



5 田沢地区に土砂流入・浸水(8月9日 消防団撮影)



4 サニータウン第3高水寺の住宅地が浸水(8月10日撮影)



3 太田川の堤防が決壊(8月9日撮影)



6 町道西部開拓線が寸断(8月10日撮影)



7 山王海周辺道路崩壊(8月10日撮影)



8 新山周辺道路土砂崩れ(8月10日撮影)



9 総合運動公園が冠水(8月9日撮影)



11 中新田立体交差が冠水(8月9日撮影)



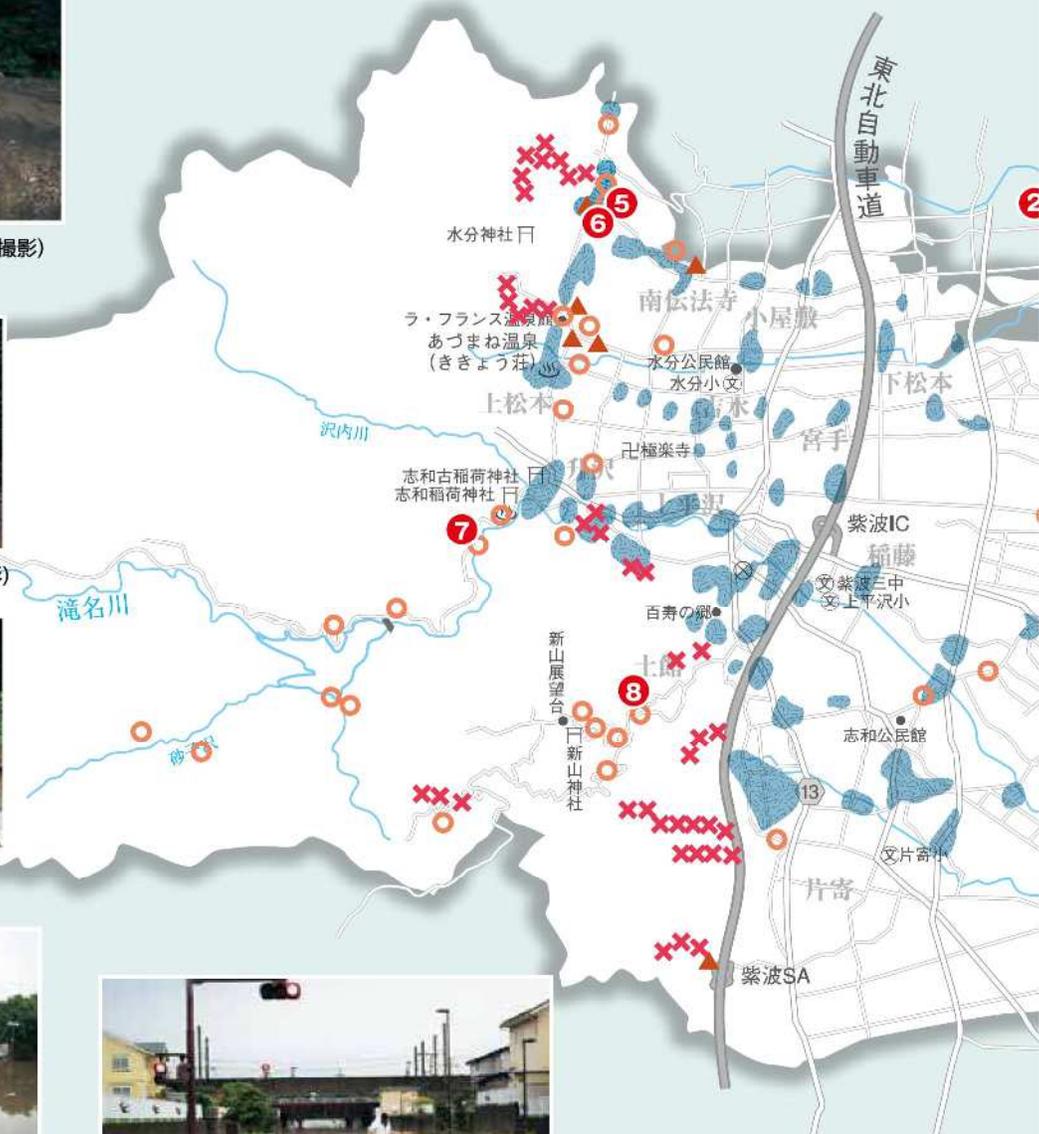
10 南日詰甘木地区の水田が冠水(8月9日撮影)



12 オガルプラザ脇の大坪川フェンスが崩壊(8月9日撮影)



13 日詰7区の住家に浸水被害(8月9日 消防団撮影)



地図で見る町の被害

凡例 ○道路被災箇所 ▲河川・水路などの被災箇所 ×林道被災箇所 ●建物浸水



2 町道古館駅線の大道立体交差が冠水 (8月10日 岩手県撮影)



1 赤沢川の川岸洗掘 (8月12日撮影)



14 星山小学校周辺が冠水 (8月9日撮影)



15 中沢川が越流 (8月10日撮影)



16 平栗川の川岸洗掘 (8月12日撮影)

- **人的被害** 軽傷者 2人
- **住家被害**
 - ▽一部損壊 1棟
 - ▽床上浸水 78棟(日詰30、古館22、水分5、志和9、赤石5、彦部4、佐比内3)
 - ▽床下浸水 233棟(日詰19、古館74、水分41、志和44、赤石19、彦部5、佐比内29、赤沢1、長岡1)
- **非住家浸水** 206棟(日詰21、古館23、水分54、志和57、赤石13、彦部19、佐比内17、赤沢2)
- **土砂崩れ** 57件(古館7、水分5、志和11、赤石2、彦部13、佐比内8、赤沢8、長岡3)
- **道路**
 - ▽災害復旧事業規模の被害箇所 約30カ所
 - ▽小規模被害箇所 約290カ所(路肩の崩れ、法面の崩壊、砂利道洗掘など)
 - ▽通行止め(全面) 町道新山1号線、山王海2号線、町道大右ノ目備後沢線、町道小岩ノ目小清水線、町道中ノ沢砂防ダム線
 - ▽通行止め(一部区間) 町道上松本境1号線、町道松原間木沢線、町道大畑沢口線、町道備後沢馬ノ子線、町道大森2号線、町道下蟹沢線、JR立体交差5カ所(牡丹野、中新田、杉の上、大道、紫波インター線) ※JR立体交差は8月9日～10日に全て通行止め解除
 - ▽通行規制(対面通行) 町道新山線
 - ▽通行規制(一部区間片側交互通行) 町道西部開拓線
- **河川**
 - ▽災害復旧事業規模の被害箇所 約80カ所
 - ▽小規模被害箇所 約230カ所(河岸・護岸の崩壊破損、水路の土砂堆積など)
 - **城山公園**
 - ▽園路法面崩壊、急傾斜地法面崩壊 7カ所
 - **上水道**
 - ▽断水 46戸(志和1、佐比内45) 8月9日復旧
 - ▽濁水 古館水源(水源冠水) 8月10日解消
 - ▽導水管破損 小山沢水源(水源から配水池までの導水管破損) 8月10日水系変更により対応
 - **下水道**
 - ▽公共下水道施設(雨水)
 - ・マンホール蓋破損2基(日詰3号幹線)
 - ・水路土砂流入堆積(大坪川2号幹線)
 - ・分水工周辺土砂流出(大坪川1号幹線)
 - ▽公共下水道施設(汚水)
 - ・マンホール蓋破損1基(紫波幹線)
 - ・管路土砂流入(高水寺地区)
 - ▽農業集落排水施設
 - ・水分処理場放流管破損
 - ・合併浄化槽
 - ・排水管被災2カ所(佐比内および南伝法寺地区)
 - **学校施設**
 - ▽施設の破損(敷地内の法面崩落など) 5校
 - **浸水被害** 2校
 - **体育施設**
 - ▽運動公園の冠水により、施設の破損、泥堆積などの被害が発生
- **農林被害**
 - ▽農作物冠水被害 2,299.9ヘクタール(8月27日現在 概数)
 - ・農地・農業用施設被害調査箇所 1,300カ所超
 - ・山王海土地改良区管理施設の被害(ダム・稲荷頭首工・幹線水路への土砂堆積など)
 - ・林道被害 29路線のうち、28路線に被害が発生
- **停電の状況** 1,600戸
 - 8月9日午前11時39分発生、午後4時17分に全復旧
 - (紫波町小屋敷・南伝法寺・上平沢・土館の一部、矢巾町岩清水の一部)
- **防疫・廃棄物回収関係**
 - 防疫 3,806件
 - 廃棄物回収 1,022トン
- **商工業関係**
 - ▽事業所・店舗などの被害 15件
 - ▽すこやか号バス停留所 地盤流出 1カ所
- **その他**

被害総額(暫定)
37億5千万円



小山沢水源の導水管破損(8月10日撮影)



山王海南幹線に流入した大量の土砂(中ノ沢砂防公園付近)(8月22日撮影)

発表日時	対象地区	対象世帯数	対象人数	解除日時
8月9日午後0時30分	サニータウン第3高水寺	34	105	8月10日 午後1時
8月9日午後3時15分	日詰7区	47	119	
8月9日午後5時15分	大巻(無堤防)地区および周辺地区	130	386	
	桜町三本木地区および周辺地区	51	169	
	南日詰廿木地区および周辺地区	16	65	
	合計	278	844	

避難所の開設と避難者数

○開設避難所=全13カ所=保健センター、小中学校3、地区公民館8、自治公民館1
○利用施設
13カ所の避難所を開設し、8カ所の避難所を実際に活用。
★紫波建設(株)や下町公民館ほか3自治公民館では自主的に避難所を開設していただきました。

避難所名	最大避難者数	避難所名	最大避難者数
保健センター	41	赤石公民館	26
中央公民館	3	廿木公民館	2
古館公民館	78	彦部公民館	13
水分公民館	1	赤沢公民館	2
合計 8カ所		166人	